

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

2. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

3. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====  
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 3. コラムを抜粋しております。  
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 106

平成 26 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課長 鈴木 恭人

証券取引等監視委員会（以下「監視委」といいます。）においては、3月25日に、平成26年度の証券検査基本方針及び証券検査基本計画（以下「基本方針・基本計画」といいます。）を公表しました。今回は、その概要を解説します。

1 基本方針・基本計画の概要

監視委においては、毎年度、その時々々の市場環境や、証券検査において認められた問題点等を踏まえ、当該年度における証券検査の基本的な考え方や重点検証事項等を定めた基本方針・基本計画を策定・公表しています（全文は、監視委ウェブサイト

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2014/2014/20140325-1.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140325-1.htm))

を参照してください。なお、以下で参照する頁数は基本計画・基本方針本文の関連部分を示すものです。)

基本方針においては、まず「1. 基本的な考え方」(1～3頁参照)として、証券検査の役割や、証券検査を巡る環境、現下の課題、取組方針を説明しています。次に「2. 検査実施方針」において、「(1) 検査対象先の特性に応じた重点検証事項」(3～8頁参照)として業態別等の検査の着眼点等を示すとともに、「(2) 効率的・効果的で実効性ある検査の実施」(8～11頁参照)として、検査対象先の選定の考え方等を述べ、業態等に応じ、検査対象先を「継続的に検証を行う対象」、「随時検査を行う対象」などに区分しています。基本計画はこの区分ごとの検査実施件数等を示したものです(12頁参照)。

## 2 平成25年度からの主な変更ポイント

平成26年度の基本方針・基本計画は、最近の市場環境や、証券検査において認められた問題点等を反映していますが、基本的な考え方や方針は、従前のものを踏襲しており、構成等に大きな変更はありません。そこで、ここでは平成25年度の基本方針・基本計画からの主な変更ポイントに絞って紹介します。

### (1) 大手証券会社グループに対する通年検査・モニタリング

大規模かつ複雑な業務を一体として行う証券会社グループに対しては、監督部局と連携しつつ、年間を通じてオン・オフ一体による検査・モニタリングを実施することとしています(基本方針2.(1)2イ.第2段落後段(7頁)参照)。

こうした証券会社グループについては、先の世界的な金融市場の混乱を踏まえ、各国当局の協調の下、金融グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組が進められていることも鑑み、常日頃からグループ全体の状況を把握するとともに、フォワード・ルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行うこととしています。その具体的な取組として、こうした証券会社グループについては、年間を通じてオフサイトでのヒアリング等により業務実態を十分に把握し、検証テーマを絞り込んだ上でオンサイトの検査を行うことにより、検査をより効果的・効率的なものにすることとしています。この取組により、業界共通の課題等を把握して前向きな改善にも資するように努めていく方針です。

### (2) 第二種金融商品取引業者に対する継続的な検証

昨年発覚したMRI問題等を踏まえ、第二種金融商品取引業者(以下「第二種業者」といいます。)については、多数の個人投資家向けにファンドの販売等を行う者を継続的な検査の対象とすることとしていま

す（基本方針2.（2）1イ.（8～9頁）参照）。

MRIは米国に本店を置き多数の日本人顧客から出資金を集めていたが、同社に対する検査によって、出資金を他の顧客への配当金及び償還金の支払いに流用する行為や、顧客に対する虚偽告知等が明らかとなりました。そのほかにも、個人投資家向けにリスクの高い金融商品を取り扱う第二種業者に対する検査において、顧客資産の流用や顧客に対する虚偽告知等、同様の公益又は投資者保護上問題のある行為が明らかになっています。

これまで第二種業者は、「随時検査を行う対象」に区分し、監督部局や外部からの情報等を活用して個別業者ごとに検査実施の優先度を判断することとしていました。しかしながら、上記のような状況を踏まえ、平成26年度からは、特に、多数の個人投資家向けにファンドの販売等を行う業者については、「継続的に検証を行う対象」に区分しています。第二種業者は1,200社以上登録されていますが、個々の業者の規模や業務内容等を精査し、個人投資家のリスクが高いと認められるものを中心に、検査対象先を選定していきます。

なお、第二種業者に対しては、平成25年度に引き続き、登録後できるだけ早期に、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握するための検査（登録事項検査）を実施します（投資助言・代理業者も対象となります。基本方針2.（2）1ハ.（9頁）参照）。

### (3) 投資一任業者に対する継続的な検査

投資一任業者については、AIJ問題を受けて実施している集中的な検査において判明した問題点等を踏まえ、デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性等に着目しつつ、継続的に検査を実施することとしています（基本方針1.（4）第4段落（3頁）及び2.（1）ホ.（5頁）参照）。

### (4) その他、追加等をした主な検証事項

以上のほか、追加等をした検証事項のうち、主なものを紹介します。

- ・ 反社会的勢力との関係遮断に向けた取組状況（基本方針2.（1）1イ.第2段落後段（3頁）参照）

反社会的勢力との関係遮断に向けた取組の実効性を高めるため、組織的な対応として、経営陣による適切な関与の下、反社会的勢力との取引の未然防止、事後検証、取引の解消に向けた取組がなされているか等を検証することとしています。

反社会的勢力との関係遮断に向けた取組状況については、従前から検証事項として掲げられていたましたが、現在、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」といいます。）と併せて改

正作業を進めている金融商品取引業者等検査マニュアルの内容を踏まえて修正をしたものです。

- ・ 高齢の顧客やNISA利用者に対する説明態勢の整備状況等（基本方針2.（1）1ニ.第5段落（5頁）参照）

高齢の顧客や、NISA利用者のうち投資知識・経験の浅い顧客に対する勧誘・説明については、顧客の属性等に特に配慮して適切に行われる必要があるため、監督指針において必要な勧誘・説明態勢を構築すること等が求められています。

これを受け、検査においても、勧誘・説明態勢の整備状況や、実際に適切な勧誘・説明がなされているかなどを検証することとしています。短期的な利益を追求するあまり、手数料稼ぎの回転売買などが行われていないかについても、注視していきます。

- ・ 海外ファンドの販売等を行う業者におけるデュー・ディリジェンス及びモニタリング等の状況（基本方針2.（1）1ト.第2段落（6頁）参照）

海外ファンドについては、商品の内容等を直接確認すること等が困難であるため、特に個人投資家を保護する観点から、その販売等を行う業者において、十分かつ適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングがなされ、勧誘等に当たっても顧客に適切な説明等がなされる必要があることから、検査における着眼点として明記しています。

### 3 おわりに

監視委においては、基本方針・基本計画に則って、引き続き、効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施に努めてまいります。金融商品取引業者その他の市場関係者、関係機関・団体の方々におかれましては、引き続き、証券検査に対する御理解・御協力をお願い申し上げます。

※文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

#### ■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>